



“税の申告”が始まります。

2/16(金)から、令和5年分所得税の確定申告及び令和6年度市民税・県民税申告が始まります。

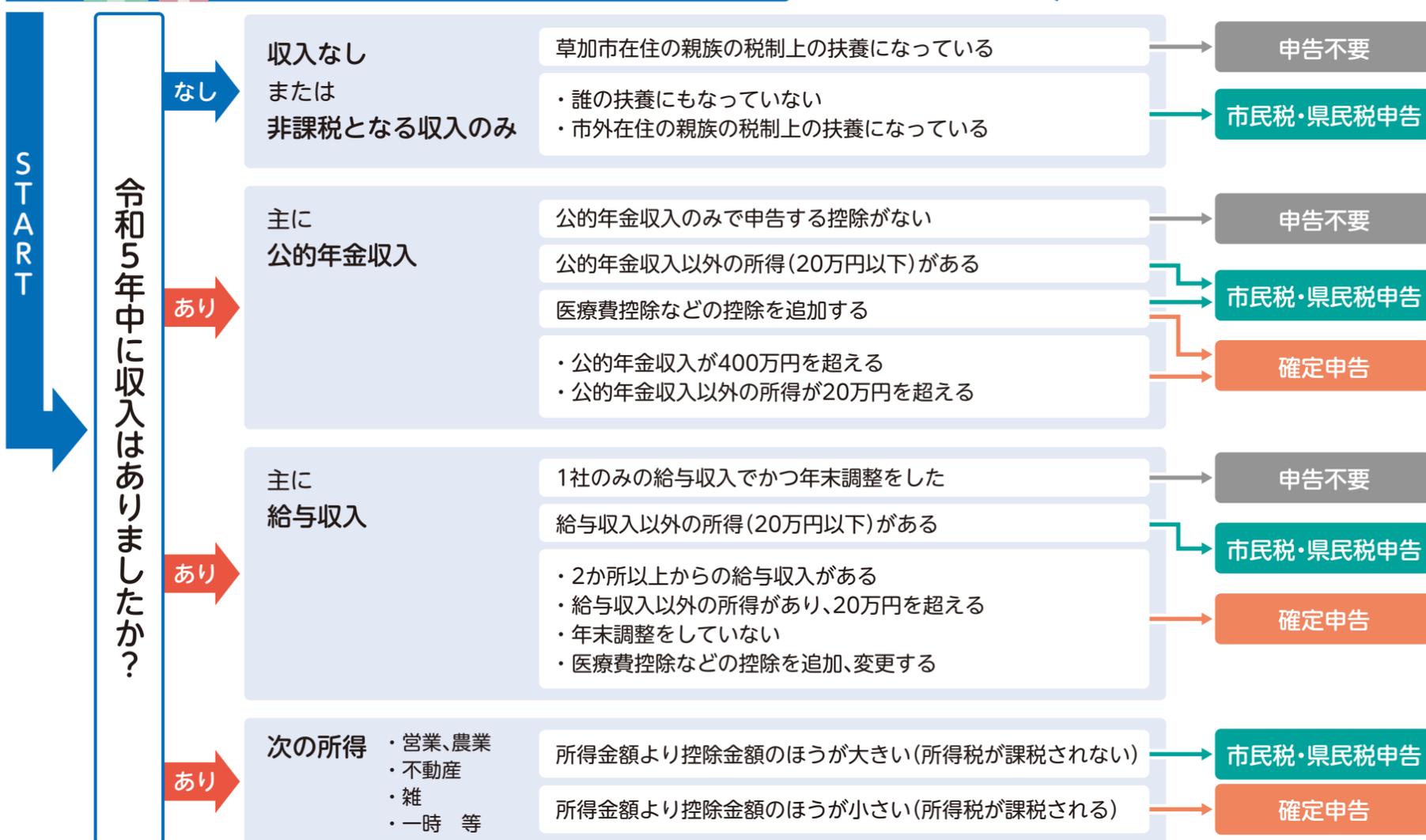
確定申告や市民税・県民税申告が必要かどうか
チャートを参考にご確認ください。

私は申告するの？



**申告会場は
大変混み合います！**

「スマホ」や「郵送」での申告がおすすめ！



※申告不要の方でも非課税証明書の取得、国民健康保険税等の算定、行政サービスを受けるときなどに申告が必要な場合があります。
なお、確定申告を行った場合は市民税・県民税申告は不要です。

確定申告(所得税の申告)

問 川口税務署 ☎048-252-5141
〒332-8666 川口市青木 2-2-17 川口税務署HP▶



SKIP(スキップ)シティ

「産業技術総合センター 1階多目的ホール」
所在地：川口市上青木3-12-18

※来場者用の駐車場はありません。公共交通機関をご利用ください。
※完成済みの申告書の提出受付・申告用紙等の配布は行っていません。

期間 2/16(金)～3/15(金) 9時～16時
(土・日・祝を除く。2/25のみ日曜日も開催)

※入場には入場整理券が必要です。当日の配布状況により、早めに受付を終了する場合があります。

LINEからの事前発行を行うほか、当日の会場配布もあります。

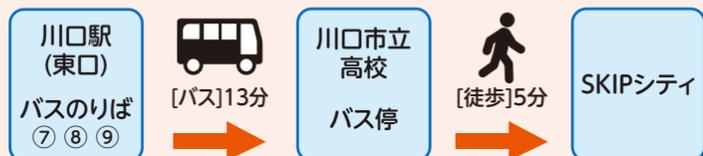
LINE予約は「友だち追加」が必要です。▶

※スマホをお持ちの方は、会場内でも基本的にスマホを利用して申告書を作成していただきます。



LINE検索ID @kokuzei

アクセス



スマホで確定申告!

申告に必要なもの

- ①本人確認書類 ②マイナンバーがわかるもの
- ③源泉徴収票などの収入金額がわかるもの
- ④控除証明書類(生命保険の控除証明書や医療費控除の明細書など)
- ★確定申告の場合：上記①～④のほか、ID(利用者識別番号)、本人名義の通帳
- ★市民税・県民税申告の場合：上記①～④のほか、市から送付した申告書

給与・年金収入のみの簡易な確定申告

中央公民館

所在地：草加市住吉2-9-1

※公共交通機関や自転車での来場にご協力ください。

期間 2/16(金)～3/1(金)
9時～14時30分
(土・日・祝を除く。)

SKIPシティ会場と日程が異なりますのでご注意ください。

各日200人で受付終了

※混雑状況により、早い時間に終了する場合があります。

※中央公民館では申告に関する質問にお答えできません。

対象者

給与・年金収入のみで、扶養・生命保険・医療費控除等の追加を行う人

※その他の所得(営業・株式・不動産など)についての申告や住宅借入金等特別控除の申告は受付できません。

市民税・県民税申告

問 市民税課 ☎922-1042 市HP▶



中央公民館

所在地：草加市住吉2-9-1
草加駅東口より徒歩約10分

※公共交通機関や自転車での来場にご協力ください。

期間 2/16(金)～3/15(金) 9時～15時30分
(土・日・祝を除く。)

※中央公民館では申告に関する質問にお答えできません。問い合わせは市民税課へ。

申告期間中は市民税課では受付できません

市民税・県民税申告は郵送がおすすめ!

昨年の申告実績等をもとに、市民税・県民税申告書を1月下旬に送付しました。届いていない方で申告書が必要な方は市民税課にご連絡ください。
市民税課☎922-1042



【送付先】 〒340-8550
草加市高砂1-1-1
草加市役所 市民税課 宛



“税の申告”をしたら、いつ税金が決まるのかな？

他にはどのような市税があるのかしら？



どんな市税があるの？～主なもの～

固定資産税・都市計画税

【固定資産税】毎年1月1日時点で草加市に土地・家屋・償却資産を所有している人に課税されます。
【都市計画税】毎年1月1日時点で草加市の市街化区域内に土地・家屋を所有している人に課税されます。



問 資産税課

土地 係 ☎922-1081
家屋 係 ☎922-1092
償却資産係 ☎922-1068
FAX 920-1502



詳細(市ホームページ)

軽自動車税(種別割)

毎年4月1日時点で草加市に軽自動車・原動機付自転車・小型特殊自動車・軽二輪・二輪の小型自動車の登録をしている所有者に課税されます。



問 市民税課

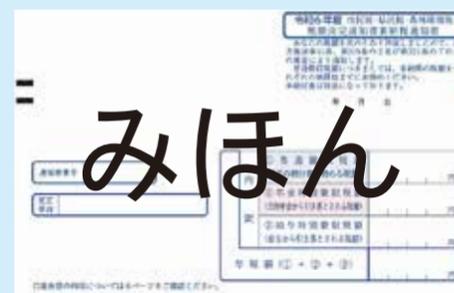
法人諸税係 ☎922-1049
FAX 920-1502



詳細(市ホームページ)

市民税・県民税

毎年1月1日時点で草加市に居住している個人に対して前年中の所得をもとに課税されます。市民税と県民税を合わせて住民税と呼びます。
※令和6年度からは森林環境税もあわせて課税されます。



【普通徴収・年金特別徴収用】

問 市民税課

個人課税係 ☎922-1042
FAX 920-1502



詳細(市ホームページ)

いつ税金の通知が届くの？

～1月 調査

固定資産税(土地・家屋)
現地調査・家屋調査など現況確認

1月末 申告

固定資産税(償却資産)の申告期限

原則、取得価額が10万円を超え、かつ事業に使う土地・家屋以外の償却資産は毎年申告が必要

1月末 報告

市民税・県民税
給与や年金支払報告書の提出期限

3月中旬 申告

市民税・県民税申告
所得税の確定申告期限

令和6年

納税通知書発布日

1月

固定資産税・都市計画税



2月

軽自動車税(種別割)



3月

市民税・県民税



4月

国民健康保険税



5月

納税通知書発送

6月

納税通知書発送

6月上旬

納税通知書発送

6月中旬

納税通知書発送

給与から特別徴収する人は別にお知らせします。

いつまでに納付すればいいの？

納期限	令和6年								令和7年	
	5月 5/31(金)	6月 7/1(月)	7月 7/31(水)	8月 9/2(月)	9月 9/30(月)	10月 10/31(木)	11月 12/2(月)	12月 令和7年 1/6(月)	1月 1/31(金)	2月 2/28(金)
固定資産税・都市計画税	1期		2期					3期		4期
軽自動車税(種別割)	全期									
市民税・県民税(普通徴収)		1期		2期		3期			4期	
国民健康保険税(普通徴収)		1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期

※納期限が日曜日、休日または土曜日(年末年始)に当たるときは、その翌日の開庁日となります。

99.1%※の市民の方々は**早期に納付**しています

※令和4年度 市税収納率(現年分)

期限内納付には **口座振替** が **おすすめ** です!

安全 ▶ 現金を持ち歩く必要なし

確実 ▶ 納期限の日に自動引き落とし

便利 ▶ 納付に出かける手間なし

用意するもの

- 納税通知書
- 預貯金通帳
- 口座届出印
- キャッシュカード
- 本人確認書類



申込場所

- 指定金融機関窓口
- 納税課 (郵送でもOK)
- 谷塚・松原・新田 サービスセンター



詳しくはこちら
市ホームページ



3月末までに申し込めば
令和6年度1期に間に合うよ!



そのほかの納付方法

eL-QRで楽々納付!

- お手元に「 (eLマーク)」の記載のある納付書を用意して、「地方税お支払サイト」にアクセスしてください。「地方税お支払サイト」では、**クレジットカード納付、インターネットバンキング**等を利用できます。
- 各種スマホ決済アプリも利用できます。アプリで「eL-QR」(QRコード)を直接読み取って納付してください。
注:クレジットカード納付は手数料がかかります。

詳しくはこちら
地方税お支払サイト



コンビニで便利に!

- セブン-イレブン
- ファミリーマート
- ローソン
- ミニストップ など

コンビニの
営業時間内であれば
土日祝日や夜間も
納付できるよ!



期限内納付が困難な人は速やかに納税相談を!

納税相談をご希望の場合は、**納税義務者本人、同一世帯の人(別世帯の場合は委任状をお持ちの人)**が本人確認できるものを持参の上、開庁時間内に市役所納税課窓口までお越しください。

期限内納付が困難であることを証明する書類(給与明細等の収入に関わるもの、医療費等の支出に関わるもの)をご持参ください。

納期限を過ぎると**「延滞金」**が加算されます。

【令和6年の延滞金の割合 年8.7% (※納期限後1か月間は年2.4%)】

また、納税せず放置した場合、**「財産の差押え(滞納処分)」**を受けることがあります。

納税猶予(徴収猶予・換価の猶予)・延滞金減免制度について

災害、病気やけが等の一定の要件に該当し、かつ「納税の誠意がある」と認められた人に限り、納税の猶予が認められる場合があります。

※上記要件に該当し、市税等を一時に納付することができない書類等を添えて申請する必要があります。

☎納税課 納付について☎922-1098
相談について☎922-1124・1126 ☎920-1502

納税コールセンターについて

草加市では市税等を納期限までに納付されていない人に対して、電話による納付の呼びかけを行っています。

なお、納税コールセンターが**口座を指定して振込みを求めたり、金融機関でATMの操作を指示したりすることはありません。**

市役所納税課や納税コールセンターをかたった電話にご注意ください。

日曜・夜間納税窓口

平日(8時30分~17時)のほか、次の時間も開庁しています。

日曜 9時~12時30分

夜間 ㊄(祝・休を除く) 21時まで

納税課の窓口でできること:市税等の納付、納税相談、納税証明書発行等

※納税相談をご希望の場合は、相談時間を確保するため、業務終了30分前までにお越しください。